

国際経済課広告掲載要領

（趣旨）

第1条 この要領は、栃木県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項、栃木県広告掲載実施要領（以下「実施要領」という。）第6条第1項及び栃木県広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第9条の規定に基づき、国際経済課が作成する各種媒体（以下「媒体」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の媒体及び規格）

第2条 広告の媒体及び規格については、別に定めるものとする。

（広告主の制限及び広告の基準等）

第3条 広告主及び広告の基準については、要綱及び掲載基準を適用するものとする。

（広告主の募集）

第4条 広告主の募集は、公募により行うものとする。

2 前項の公募は、栃木県ホームページに広告募集を掲載することにより行うものとする。

（広告の申込み）

第5条 広告掲載の希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、最低募集価格以上でなければならない。

2 最低募集価格については、事前に公表するものとする。また、その価格は、別に定めるものとする。

3 広告掲載料には広告媒体への印刷経費を含むが、広告デザイン等の広告作成に要する費用は、広告主の負担とする。

（広告主選定審査会）

第7条 広告主を選定するための広告主選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は国際経済課長をもって充てる。

3 審査会は、必要に応じて委員長が召集する。

4 審査会は、過半数の出席により成立する。

- 5 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 審査会は、広告募集終了後に開催し、実施要領及び本要領の基準をもとに審査をする。

(広告主の選定)

第8条 知事は、第5条の規定による申込みをした者のうち、次の2段階の選定を行い、広告主を選定する。ただし、(2)による価格が同額である場合は、国際経済課長がくじにより選定する。

- (1) 広告掲載申込書に記載された希望者及び広告内容事項が、広告主選定審査会において、適当であると認められた者
 - (2) (1)のうち、最高の価格をもって申込みをした者から順に広告主として選定
- 2 知事は、広告主を決定したときは、その結果を広告主選定結果通知書(様式第2号)により当該広告掲載希望者に通知するものとする。

(契約書の作成)

第9条 知事は、第8条第1項の規定により広告主を選定したときは、広告掲載に関する契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。

(広告原稿の提出等)

第10条 広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、知事に広告の原稿を提出しなければならない。

- 2 広告には、要綱第6条の事項について明確に表示しなければならない。

(その他)

第11条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月21日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。